

小御門神社御由來記

大日本圖書會

館 函 架 號	大日本圖書會			特43
	五 一 冊	七 號	三 七 函	520

014033-000-2

特43-520

小御門神社御由來記

沢田 総右衛門 / 編

M14

ABB-0287



目次

題辭	近衛翠山公
序	千葉縣令
傳	源義公
事蹟考	伊能穎則
墳墓考	清宮秀堅
年表	村岡良弼



發潛
幽光

明治辛巳夏

後一位史照書



蘇原文貞公之精忠大節赫奕史
傳獨至其墳墓地人或不知焉往年
清宮秀望著墳墓考伊能穎則
著事蹟考其於公遺蹟徵諸文獻
質諸口碑參考博而證據確以墳
墓於是始著明治十年名古屋村

澤田某等就公墳墓乞創建祠宇
終被允後 朝廷賜金若干以助
其費又特命前縣令柴原和建紀
念碑某等感奮大宮社殿宏壯
輪奐尋又令刻清伊二氏著書附
以日本史列傳及村田良弼所著

年譜為一卷將以頌同志來徵序
余客歲巡郡之日拜公墳墓觀紀
念碑仰公之忠節感清伊二氏之
功勞而善澤田氏之美舉俟回
久之去今是書之成豈可無一
言乎故不辭而序

明治十四年九月

千葉縣令從五位重五等船越術識



小御門神社御由來記

○藤原師賢公傳

贈大納言源光國修

藤原師賢內大臣師信之子也家稱花山院分脈事花園帝為參

議兼左大辨超拜權中納言聽帶劍後醍醐帝即位兼中宮權大

夫右衛督彈正尹陞正二位大納言公卿補任帝圖誅北條高時師賢

既而事洩北條高時捕權中納言藤原資朝等太平記師賢

山及高時遣人執僧圓觀右中辨藤原俊基等朝廷震恐

復出仕新葉和哥高時遣兵將遷帝師賢及權中納言藤原

奉帝出禁中至三條河原命師賢著袞龍衣乘御輿詐為

帝權中納言藤原隆資左近衛中將藤原為明源定平翼從適延

曆寺以圖綴賊兵僧徒奉迎衛護甚謹居之西塔賊兵來攻僧徒

東

首領
屏居
師賢
藤原

拒破之既而議將以本院爲行宮衆悉來集促駕會風揚輿簾見師賢衰衣而坐衆皆愕然增鏡云即帝實在笠置知見狀衆漸離散相率而去師賢與隆資等遁如笠置太平記笠置陷與藤房源具行扶帝出奔路相失就虜增鏡薙髮号素貞公卿補任○太平記云師賢於配所薙髮蓋誤明年夏高時流之于下總囚千葉貞胤家增鏡○太平記師賢少好學不以榮辱經心其在配所每想及君未嘗不歔歔流涕自誦曰主憂則臣辱主辱則臣死今日何時道醞輾裂非所患也太平記時々風詠自遣新葉和是冬病薨帶樂平年三十二公卿補任贈太政大臣謚曰文貞新葉和二子家賢信賢分服家賢事後醍醐帝爲侍從尋事光明院爲參議公卿補任正平六年詣行在太平記尋復仕崇光院後光嚴院爲權中納言公卿補任至二十一年再詣行在爲大納言歷內大臣右近衛大將是年薨号妙

光寺三子長親長賢僧元要新葉和長親有文學事親而孝弱冠丁父憂行三年喪哀毀過禮服未闋後村上帝崩賜素服託和歌言懷辭氣悽愴時人傳誦之耕雲口傳新葉和後任中納言兼文章博士陞大納言右近衛大將新葉和剃髮法名明魏号耕雲山人古本住南禪寺禪栖院學和歌於宗良親王深得師法與撰新葉和抄哥集所著有耕雲口傳耕雲口傳又曉音律旁通韻學著片假名字反切義解木書長賢爲權中納言元要入明求法新葉和信賢官內大臣帶樂一女亦善和歌新葉和
○文貞公事蹟考 伊能穎則撰
師賢公は御堂關白道長公の流の藤氏にて花山院内大臣師信公の男かり花園天皇の朝に仕へて參議とかり左大辨を

兼、權中納言に轉じ、帶劔を聽さる。後醍醐天皇日嗣知召て後、中宮權大夫、右衛門督を經、正二位に叙じ、大納言に至り、彈正尹を兼たまひしかば、世には尹、大納言とを申ける。天皇かねて承久の御無念を繼せ給ひ、竊に鎌倉を討んの御結構まじませしかば、公を始め、日野中納言資朝卿、右少辨俊基朝臣、四條中納言隆資卿、平宰相成輔等に、密に大事を謀らせ給ひけるに、元弘元年の夏の頃、此事關東にもれ聞えて、北條相摸守高時大に驚き、諸大名を集めて評議しけるか、遂に執事長崎高資か議に隨ひ、資朝俊基兩卿を失かひまゐらせ、主上の高御座を押おろし奉るへしとて、八月東使上洛すと沙汰しければ、内裏にも主上侍臣を召集めたまひて、何方へか遷幸お

るへきと、異見を問はせ給ひけるに、叡山の衆徒の心いまた合期せず、南都に赴かせたまふへしと定め申ければ、八月廿四日の夜、主上は、公と万里小路中納言藤房卿、その弟季房朝臣はかりを御供にて、女房の車に御して、潜かに九重を忍ひ出させたまふ。源中納言具行卿、按察使大納言公敏卿、六條少將忠顯朝臣、六條河原にて追附奉らる。是より御輿に奉りて南都の方へ赴かせたまふ。駕輿丁に、大膳太夫重康、樂人豊原兼秋、隨身秦久武まゐる。この間兼て大塔宮に仰せ舍めらるゝ事ありしかば、山門の衆徒の心を執らん爲にとて、公に袞龍の御衣を賜はり、法勝寺の前より瑤輿に駕て、假に行幸の躰に擬じ、四條中納言隆資卿、二條中將爲明卿、中院右中將

定平朝臣、衣冠を正し供奉の行粧を刷ろひて、叡山の西塔に登り、釋迦堂を假の皇居と稱して諸方の軍勢を招かせらる。さる程に主上山門を御頼ありて臨幸ありし由聞えければ、東西兩塔に馳聚まる兵雲霞の如く、妙法院尊澄法親王、大塔宮護良親王の兩座主、解脫法相の衣を除きて、堅甲勇威の御姿に替させたまへは、滿山の荒法師いづれも拳を握りて東使遅しと待かけたり、兩六波羅この由を聞て、六千餘騎を搦手に、五千餘騎を追手に、さし向て、廿八日東坂本にて合戦す。山門初度の軍にうち勝て、悦ぶ事斜からず、武家の滅亡近きにありとを勇とける。然るに鎌倉より、大名六十三人、二十万七千餘騎をさし添て、急に登りよし聞えければ、先皇居を

本院より移し奉りて、防禦の策を回しへしとて、仙躰を促かさん爲し、釋迦堂の庭上より衆徒拜列し、陛下より鳳輦をさしよし折しもあれ、山風颯と吹たろしとて、御簾忽し捲上られ、龍顏あらはし見えさせたまふを、人々頭を仰て拜し奉るし、主上にていたせしまさし、尹大納言にてたせしければ、衆徒これより興をさまして、思々に立去ける。後、再參るものもあかりければ、かくては如何あらんとて、其夜の夜半はかりに人々忍ひて山門を落たまふ。公は京都へと心さして、夜深く志賀の浦を過たまふ。在明の月くまかく澄じさりて、寄かへる浪の音も、松吹風のひ、さまて取集め、哀よればしければ、
れもふことあくてを見まはのくと有明の月の志賀

のうら浪、その後主上の御もとに笠置山にからうして参り
たまひ玉座を守護し奉られけるに、東軍やかて來り攻城内
忠義の士、いつれも力を尽して防ぎ戦ひければ、容易く落へ
ことも見えさりけるを、九月廿七日の夜、風雨烈しきに乗こ
て、陶山小見山夜討して、坊舎に火をかけてければ、折ふと山
風吹かれて、炎皇居におよぶほとに、主上は三種神器を抱
き奉らせたまひ、公たよひ万里小路藤房卿、源中納言具行卿
と、ともに火焰の中を遁れ出させたまひて、嶮岨の山路を
そこはかどあくたどらせたまふに、もとより暗夜のことか
りければ、公の主上の御行方を見失ひまらせ、彼方此方に
立忍ひて、御在所を聞定むるまではと思ひけるにや、竊に京

都に歸りたまひて、北山の別業に忍ひておはしけるに、主上
は武士とも執奉りて、六波羅に御坐ます由聞えければ、今
とて御出家あり、法名素貞とを申ける、これの十月三日の事
かりけり、

按に御出家のこと、太平記にの配所にての事とす、新葉集、
南方記傳、増鏡等には、この時の事とす、いつれか正しから
ん定かさければと、恐らくの太平記の方誤かと思ひて、其多
に隨ひつ、北山別業の後に寺にかりて妙光寺といへり、
かくて、東宮大夫師兼朝臣のもとにいひやりたまひける、
さらにまた住はてぬ身を歎くこそすて、も同しうき世
かりければ、かへし師兼朝臣、

さらにまた歎くときけはかくはかりいとよき世をす
てそわつらふ此ところにも忍ひかねさせたまひて、あくか
れ出つゝ、ところゝに忍ひたまひける中に、よみたまひし
うたの中に、

庵むはふ山の下柴折々のあらまゝに似ぬ身のゆくへ哉、
おもひかね入にし山を立いて、まよふうき世もたゝ君
のため、遂に囚それと成たまひて、明れの元弘二年五月、下総
國に流さるへきに定まりて、千葉介貞胤に預けらる、かくて
同し月の十日はかりに、京都を立出たまふとて、

わかるとも何かあけかん君すまて憂ふるさと、おられる
都を、北の方へ、右大臣家貞公の御女あり、今のかきりの對面

たにゆるさねは、

いまいとて命をかきる別路の後の世あらて何をこのま
ん、まゝ衣を送りたまふとて、

里のあまの志は馴ころも忍へとてからきわかれのかゝ
とよをやる、これを見たまひて、北の方泣々御かへし參らせ
らる、

里の海士の鹽馴ころもとゝめてもあからへはこそかゝ
みとも見め、又薰ものを送りたまひて、是をたかは夢に見ゆ
へきよと申おくりて、其つゝと紙よ、

馴々し夜半のうつり香わすれははけふりよそはんおも
かけもかな、北の方これをたきて寝たまひけるよ、夢よ見え

たまひけりどそ、さてとやこを立て、粟田口の山莊を過たまふに、

此里よみゆきせし世のおもかけそ今日ハ涙ど、もよさきさつ、尾張國より便につけて、京の人のもとよ、

海山を見る空もかゝ我こゝろさかから君よそへて來ぬれば、

けふまでハありと聞てもたのむかよ猶ゆくすゑもしらぬ命に、伊豆國よて三島大明神よよきて奉り給ひける、

契ありてけふのみとまのこさらしにうきかけうつす墨染の袖、隅田川のほとりよて、

ことゝひていさゝのこゝにそとゝ河鳥の名きくもむか

とかりけり、六月配所にたそとまらつきて、七月七夕に、七首

歌よと給ひける中に、

そむく身ハかちの七葉もかきたえてけふ手にとらぬ草のうへの露、

たかはたにけふこそひとりかこつらめはねを並へしふるさちきりを、ある時月を見たまひて、

ふるさとの同じ空とは思ひ出しかたこの月のくもりもそする、又虫のこゑを聞たまひて、

いにしへの露わけとひし虫の音をたつねぬ草のまくらにそきく、

按に此歌、新葉集にハ比叡山を下りて、笠置へ赴かせとま

ふ折の歌とて其詞かきに同じころの事にや上は見えたるれもふことなくて
そ見まゝ云々云歌ある野原に夜を明したるに秋の末つか
ふかれは虫のこゑくさほひかくを聞て云々といへり、
然れど其時の國難にあたりまひて種々御物思ひのこ
けき折かれは虫の音かともて興したまふへくもあらず、
さしも名たかき志賀の波上の月すら、たもふことかくて
見んと宣たまひて過たまひぬれば草のまぐらのむくの
ねに露分て尋ねといまへをおもひ出て御身のうへの
疇昔まかはれるを歎きたまへるくらへ必は囚それと成
たまへる後の詠と聞ゆれり南方記傳ま配所までよと給
へりとあるに隨ひてこゝに出とつ、

まゝ三十一首歌よとたまひと、その上下にねける同文字な
き歌、

あつまぢやとこよのほかま旅ねとてうき身のさをなれ
もふゆくすゑ、

夢のよにけふうまれきてくやとさゆひとかとならば身
をはつるころ十月まなりて御病にふとまひ次第まおも
らせたまひて廿八日今の限りとおほとけるにや、

雲の色にしくれ雪けの見えわかてたゝかきくらば今日
の空哉、

死出の山こえんもくらてとやこ人猶さりともとわれや
まつらん翌廿九日薨と給ひぬ御齡三十二とを聞えと太平

記に、此人志學の年の昔より、和漢の才を事として榮辱の中に心を止め給ひさりしかば、今遠流の刑に遇へる事、露ばかりも憂ひたまはず、主憂る則ち臣辱せめられ、主辱せめらるゝ則ち臣死すといへり、縦骨を臨ませられ、身を車裂にせらるゝとも傷むへきまあらずとて、少くも悲またまはず、只時まつけ興にふれて、諷詠の日をわたるといへる如く、囚はれと成給ひて後も、或は鶯歸雁によせて心の憂をかこち、或は百首歌を詠して晴せぬ思を述べたまひし言の葉、新葉集も多く見えたる中も、ごかるとも何かなげかんとうち誦して、の、慷慨の客聲を吞、まよふ憂世もたゞ君のさめと吟して、の、憂國の徒涙もむせふもありぬへし、あはれ今一年の齡を延

て、朝敵の亡ふるをも見、還幸のよろこびも逢さまは、御心盡むのかひもありぬへかりけるを、逆旅の草のまくらに一朝の露ときえ、郊原の秋の霧に千歳の哀を残したまへる事こそ悲しけれ、かくて元弘三年の五月、鎌倉も六波羅も一時も亡ひて、主上花洛に還幸ありしかば、笠置没落の時囚はれと成て、國々へ流されし人々、追々も歸洛まします中も、一人公の歸らせ給はぬ事を憐し思ひけるまや、太政大臣を贈り、文貞公と謚をたまひて、其忠魂を千里の外も慰めさまひしよそ、苔の下も眉目を開かせ給ひけんといとあそれ也、御子あまたおのこませしよと増鏡も見えされと、世も聞えたるは、北の方の御腹も、男子二人ねそします、太郎の家賢、

南朝よ仕へて内大臣よ至る、妙光寺殿と申しき、次郎信賢、これも南朝の内大臣より、家賢公よ御子三人たのす、太郎長親、大納言よ任じ右大將を兼さまひけるを、南山の皇威不振を憂ひ、出家して名を明魏と改め、そしめ、南禪寺よたのしけれとも、後よ上野國よ住さまひて、耕雲山人と号じ、假名反切義解耕雲口傳等を著し、まひぬ、宗良親王よ歌道を學ひて、その詠多く世よ傳のれり、薨後土人神と崇む、今妙義權現これ也とそ、次郎長賢、權中納言よ至る、三郎の僧よなりて元要といふ、明國よわさりて法を求めけりとそ、

按よ、公下総よ下りたまひしこと、諸書よ見えてさたかなれど、其終りよまひし所のいつくなりけん、稻葉俣の儒

臣、磯邊昌言の佐倉風土記よ、公家墳在香取郡名古屋村、其地言小御門、至今不得畜畜云々、按元弘之亂云々、尹大納言師賢、配下総國、寓于千葉介貞胤、乃薙髮名素貞、遂卒于下総、實元弘二年十月、而南朝追謚文貞公云々、初師賢詐稱主上、登于叡山、今以小御門名推之、恐師賢之墓歟といへり、是よよりて考るよ、貞胤の後醍醐天皇隱岐國へ遷幸の御供よて、三月七日京を發て、彼處への四月の廿日ころ至りつけ、るよ、増鏡よ見えされは、歸京の五月の末よそありけん、公の五月十日よ京を出さまひつれの、貞胤具たまるらせしとすれの日時あひす、おもふよ公をは兼て其支族大須賀胤時よ預けて、我身より先へ下しまるらせしなるへし、

千葉系圖を考るゝ胤時ハ備中守といひて、成毛八郎範胤
ハ孫なり、伯父ハ奈古谷七郎左衛門信胤と云ヒ人モあり、
奈古谷ハ即名古屋村トテ、成毛といふ村トハ其間わつか
ハ壹里ハかりを隔たり、然レハ當時胤時ハ居館モ此邊ト
テ、公モヤカテその近き所ト置まるらせヒものトこそ
レモハるレ、今その公家塚といふを見るハ、高一丈四五尺、
周圍二十丈ハかりモヤあるヘからん、芒茨小木生茂りテ、
登るヘき道を絶り、その下の畑、字館内といふ、まハ南の方
半町ほど隔テ、字小御門といふ方二町ハかりの所あり、四
方土を築あけて塀トせヒ形、堀の跡トさハ残れり、
カハレハ公のこハ終らせヒまへるといふこと、里人モ

言傳されハ、カハク疑ナかるヘシ、又按ヒ、いまヒヘハ露
わけわひヒ云々の御歌、配所トテの詠トすレハ、所のさま
ニよくカナヒテ、一層の感を増コハちス、當時千葉ハ繁花
の一聚落トテ、ことハ海邊ナレハ、尋ねぬ草のまくらト
聞ヒハのたまふまヒクヤ、ヒカレハ是モ公ハ千葉介ト預
けられヒまヒヒカト、貞胤カモトハハレハヒまさス、胤時
扶持ヒまるらせヒといふ説の、一証トナスヘキトヤ、

安政三年九月

○文貞公墳墓考

清宮秀堅著

尹、大納言師賢卿墓、在稻葉侯別邑下總國香取郡名古屋村、今
呼公家塚、又大六天塚、蓋大六天者大納言之訛、大六天菴神、豈

有塚乎。墓地四面隴畝。其高一丈五尺許。周回十丈餘。土人嚴禁。採樵。若有犯禁者。或立死。或得病云。按太平記云。尹大納言師賢。流于下總。囚千葉介家。參考云。名貞胤。宗胤子也。年未及強仕。削髮爲僧。參考引三西源院

本云。師賢出家年三十二。公卿補任作三十一。公卿補任增鏡等書云。師賢元弘元年九月二十九日。笠置落城。日出家。法名素貞。暴疾薨。參考云。師賢元弘元年之亂被捕。二年九月流于下總。十月卒于流所。帶樂肥云。元弘二年十月師賢於千葉逝去。南朝證師賢曰。文貞。增鏡云。五月十日

公出都。天正本太平記云。六月二日公抵千葉。其發京臣妾尙多。皆放去。獨伯耆兵衛尉成國爲僧相從。南方記傳云。元弘二年十月廿九日於配所薨。新葉集文貞公歌詞書云。十月末疾病。撰者諱其尾云。翌日薨。各書雖有小異同。其於下總薨也。確然可據矣。而佐倉風土記正德中。稻蕪家臣禮部昌言所著。千葉郡條。不載公墓所在。而香取郡名古屋村爲有其墓。以意測之。當時千葉貞胤徙囚公於同族大

須賀某家。名古屋別名助崎。則其故城址。距千葉城十里餘。鎌倉大草紙載古河成氏之專云。客寓千葉孝胤。而其客寓故墟。不在千葉。而在香取郡御所臺村。亦距千葉十里餘。據此則所謂千葉者。通其守護地稱之可知矣。而不必在千葉。抑公南朝全節大臣。宜祀于國。而其墳墓埋沒榛莽。世無知之者。可勝慨嘆哉。余因謂當時與公竭忠帝室者爲楠公。元祿中。水戶義公建石于其墓。今烈公實義公之裔孫。而德望位階爲諸侯之冠。倘得請其善以表公墓。則東西輝映。爲千古美談。而公在天之靈。冀有少慰焉。乙卯歲。就稻葉侯家臣某請之。某以爲善。周旋最勤。九月二十八日。詣水戶邸。謀諸藤田東湖。東湖亦大喜。乃介東湖。請烈公書贈太政大臣藤原文貞公墓十一字于碑面。從三位權中納言源齊昭書

之從五位下長門守稻葉正邦建之二十五字于碑陰。既而十月二日大震。東湖壓死。越四日烈公令使者某來稻葉侯家問其虛實。于是侯遣人名古屋村覆詳事蹟以報之。事將成而邊海有風魚之警。內外多故。烈公亦以病薨。遂寢不果。洵爲遺憾。故詳記其事。告後之繼志者云。

余聞乙卯黃災。烈公自作善。遣急使於其國。文曰父子無恙。二田大病。江館之安危以八字了之。而盡得其要領。急遽之際。應變之才。可想見焉。而不僅間二日間邸第之顛倒。而遣人問不急之墳墓事蹟於稻葉家。其表獎忠義之切。亦可以睹焉。嗚呼此兩事雖小。以足概烈公之平素。今因作考。偶憶此專。故附記焉。

○文貞公年表

村岡良弼編

公之履歷。大日本史本傳備矣。近時伊能氏有事蹟考。清宮氏有墳墓考。攷證精核。無復餘蘊。然至拜除年月。概從闕略。爲可憾焉。乃不自揣。參考公卿補任。太平記。增鏡。常樂記諸書。叙其年月。并繫建祠由來。作年表。

後伏見帝

正安

亥己

二

子庚

三

丑辛

後二條帝

乾元

寅壬

正月廿八日叙爵

嘉元

卯癸

公生○父內大臣從一位師信。母參議忠繼孫

花園帝

正和 子壬	應長 亥辛	三 戌庚	二 酉己	延慶 申戊	二 未丁	德治 午丙	三 巳乙	二 辰甲
正月十三日兼攝磨介。十月十二日叙正四位下	三月四日轉左近衛中將	十二月廿八日叙從四位上	九月一日叙從四位下。四日侍從如故。十二月廿六日任右近衛少將		二月九日叙正五位下	正月五日叙從五位上。十二月廿二日任侍從		

後醍醐帝

元亨 酉辛	二 申庚	元應 未己	二 午戊	文保 巳丁	五 辰丙	四 卯乙	三 寅甲	二 丑癸
正月五日叙從二位。十一月一日因父喪解官		八月七日兼中宮攝大夫。十六日叙正三位	正月廿二日兼造東大寺長官土佐權守。七月七日拜權中納言。十月九日賜帶劔	四月六日兼右大辨。七日左近衛中將如故。十二月廿二日轉參議	十一月廿三日叙從三位。左近衛中將如故			

後醍醐山帝

後村上帝

文中 三	建德 二	正平 四廿	興國 六	延元 四	建武 二	三 酉癸	二 申壬	元弘 未辛
						六月附太政大臣隆文貞公	五月十日北條高時流公于下總國。十月廿九日薨於配所。年三十二	八月廿四日代帝如延曆寺。九月廿九日薨。髮名素貞

二 午庚	元德 巳己	三 辰戊	二 卯丁	嘉曆 寅丙	二 丑乙	正中 子甲	三 亥癸	二 戌壬
	六月廿八日轉大納言	五月八日辭彈正尹	二月廿三日罷中宮權大夫。十二月十日陞正二位	二月十九日轉權大納言兼彈正尹中宮權大夫如故	正月廿九日兼彈正尹罷右衛門督		正月十三日兼右衛門督	二月廿六日除服復任權中納言兼中宮權大夫

後土御門帝

長 享 二	文 明 八 十	應 仁 二	文 正 一	寬 正 六	長 祿 三	康 正 二	享 德 三	寶 德 三

後花園帝

稱光帝

後小松帝

文 安 五	嘉 吉 三	永 享 二 十	正 長 一	應 永 四 卅	明 德 一	元 中 九	弘 和 三	天 授 六

後光
明帝
明正
帝
後水
尾帝
後陽
成帝

元 龜 三	天 正 九 十	文 祿 四	慶 長 九 十	元 和 九	寬 永 十 二	正 保 四	慶 安 四	永 應 三

後柏
原帝
後奈
瓦帝
正親
町帝

延 德 三	明 應 九	文 龜 三	永 正 七 十	大 永 七	享 祿 四	天 文 三 廿	弘 治 三	永 祿 二 十

後西院帝

顯元帝

東山帝

中御門帝

明曆

三

萬治

三

寬文

八十

延寶

八

天和

三

貞享

四

元祿

六十

源義公修大日本史。立公傳○成書年月未詳姑繫于此

寶永

七

正德

五

櫻町帝

桃園帝

後櫻町帝

後桃園帝

光格帝

享保

十二

七年壬寅三月。禮部屬言撰佐介風土記始表公孫

元文

五

寬保

三

延享

四

寬延

三

寶曆

二十

明和

八

安永

九

六年丁酉二月廿三日。淀侯納養正弘命檢籍地

天明

八

仁孝帝

孝明帝

二	安政	嘉永	弘化	天保	文政	文化	享和	寬政
卯乙	寅甲	六	四	四十	二十	四十	三	二十
九月廿八日。秀堅就藤田彪。請烈公書將立碑。十月六日烈公遣使覆詳事實	九月源烈公除書於藤正邦。開墳墓山來	元年戊申正月。清宮秀堅著下總國圖。標碁						

元治	三	二	文久	萬延	六	五	四	三
子甲	亥癸	戌壬	酉辛	申庚	未己	午戊	巳丁	辰丙
			秀堅著公家墳考					九月伊能賴則著文貞公事蹟考

六	五	四	三	二	明治	三	二	慶應
	申 壬	未 辛	午 庚	巳 己	辰 戊	卯 丁	寅 丙	丑 乙
						三月從四位下行侍從兼美濃守給藤正邦立碑		

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
	六月廿九日遣從三位侍從高辻修長賜金幣。九月二日社殿大成	六月特旨賜金幣。十二月從四位給藤正邦獻祭田	一月廿八日賜號小御門神社○距嘉年實五百四十七年	三月十八日賜碑表墓。總右衛門等購六千三百餘步地。定為社域	五月十三日澤田總右衛門等上書請建祠			十月四日香取神宮大宮司香取保禮等。申官大修祭典。歲以為例

正誤

○一表五 衛下脫門字○二表六 字字衍○三表十一 左
 誤作右○四表二 よす下脱る字○十裏十一 たまへり誤
 作たまへる○十二表四 矣字當在葉下 九 謀誤作請○
 同裏五 事下脱以字
 自餘句讀之誤脱乙點之誤植讀者幸訂焉

明治十四年十一月四日出版御届

定價金拾五錢

編輯兼出版人

千葉縣平民

澤田總右衛門

下總國香取郡名古屋村
三十番地居住

